

諮問番号：令和6年度諮問第10号
答申番号：令和6年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年9月15日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 処分庁は、令和3年9月15日、審査請求人が住居の立退訴訟（以下「本件訴訟」という。）における和解によって得た解決金等の収入2,156,065円から、訴訟着手金・訴訟実費・訴訟報酬（計324,290円。以下「弁護士費用」という。）を除外した1,831,775円を収入と認定し、戻入した日割家賃4,065円と、基礎控除の8,000円を控除した1,819,710円について、資力がありながら保護を受けたものであるとして、和解成立日の令和3年3月29日以降に支給した保護費547,366円について、法第63条に基づく返還義務があるとして、自立更生のためにあてられるべきものと認定した278,842円について返還を免除した上で、残268,524円の返還決定を行った。また、この決定に基づき、法第77条の2の規定により、268,524円を徴収する旨決定した。
- (2) 処分庁は、審査請求人が受領した解決金及び保証金について、いずれも和解成立の日（令和3年3月29日）が、法第63条にいう「資力」が発生した時点であると判断するものである。しかしながら、このような理解は、法の解釈適用を誤ったものというべきである。
- (3) まず、解決金については、解約申入れが有効となる要件である正当事由（旧借家法〔大正14年法律第50号〕第1条の2）の不備を補完する趣旨で、貸貸人が賃借人に提供する立退料としての性質を有するものであり、また、正当事由の存否や解約申入れの効力をめぐる明渡請求等をめぐる賃貸借契約当事者間の紛争を一挙に解決する趣旨で交付される性質を

有するものである。

一般に、立退料は、①転居を余儀なくされてより高い家賃を支払わなければならないことによる差額賃料を補填するもの、②転居を余儀なくされることによって支出せざるを得なくなる費用（いわゆる移転実費）を補填するもの、③一方的に賃借権を剥奪されて生活の基盤を奪われ、地域的社会的つながりを絶たれることによる有形無形の損失を補填するもの、などによって算定されると考えられている。このうち、②の移転実費としては、転居先を確保するための支出（敷金差額、仲介手数料、初月家賃、火災保険料、初回保証委託料など）や、引越代（引越運賃のほか、エアコン等の取り付け・取り外しの費用など）、転居先の物件が手狭となるために移送できない動産の処分費用、転居先で新たに用意しなければならない動産の購入費用などが含まれる。

また、解約申入れに基づき明渡を求めた訴訟においては、明渡は立退料の支払いと引換えにするように命じられる（引換給付判決）。

本件訴訟においては、上記のような立退料の法的性質や、本件訴訟における当時者の主張を踏まえた上で、賃貸人が審査請求人に解決金として1,752,000円の支払義務のあることを認めつつ、②の移転実費のうち、明渡までに支出することが予定されているものを支出できるように、解決金の内金752,000円を明渡に先立って支払うこととして、他方で、明渡と解決金の残金1,000,000円の支払とを引換給付（同時履行）にすることによって、双方の債務の履行を確保することにしたのである。

このように、解決金の支払については期限が定められているのであるから、賃貸人に期限までは支払をしなくてよい権利（期限の利益）が付与されており、資力の発生時点も当該期限と解すべきである。加えて、残金1,000,000円については明渡と引換給付にされており、審査請求人が居室を明け渡さなければ、残金につき弁済を受けることはないのであるから、審査請求人が現に居室を明け渡し、引換えに残金を受領した令和3年7月28日が資力の発生時点であると解すべきである。

これに対し、第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について（昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和47年課長通知」という。）においては、加害行為が損害賠償請求権の発生時点であるから、原則として、法第63条にいう「資力」の発生時点は、加害行為のときであるとしつつ、「損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」をもって資力発生時点と判断すべきであるとして、公害訴訟については、判決または和解の時点をもって、「損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」であるとの見解をとる。処分庁も、

昭和47年課長通知をもとにして、和解成立の時点をもって資力が発生したと判断したと思われる。

しかしながら、解決金は、不法行為による損害賠償請求権に基づくものとはいいがたく、賃貸借契約当事者間の合意によって、明渡をめぐる当事者間の紛争を一挙に解決する趣旨で交付したものであるから、昭和47年課長通知の例と同一に解することはできない。また、公害訴訟のように国や大企業が加害者である場合と異なり、本件訴訟においては、個人の賃貸人が債務者であって、和解成立をもって、解決金の支払が客観的に確実であるとはいいがたく、現実に支払われた時点をもって確実性を判断すべきである。

さらに、公害訴訟における和解のように、加害者が一方的に被害者に損害賠償をするのと異なり、本件和解では、当事者が相互に権利義務を有しており、解決金の支払についても、立退料としての性質を有していることから、原則として、明渡と同時履行にされるべきところ、前記のとおり、明渡前に支出することが予定される移転実費を補填するために特に752,000円を前払とすることにしたものであり、残1,000,000円については、審査請求人が明渡義務を履行しなければ、その支払を受けることはできないものであり、この点でも、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったとはいえないものである。

むしろ、上記のように、審査請求人側でも債務を履行しなければならないことや、受領した解決金から、他の債務（市営住宅の敷金の交付や初月家賃の支払、引越業者への支払）を履行することが当然に予定されていることからすれば、債務整理を弁護士に委任したところ、ある貸金業者から過払金を回収して収入があったものの、別の貸金業者に対する債務の弁済に充てた場合には、当該弁済費用を必要経費と認定した上で、弁護士費用等を控除した残金を収入として認定するよう取り扱っている例（生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-32）こそ、本件において参考にされるべきである（この例によれば、資力発生時点は、審査請求人代理人から残金の返還を受けた令和3年8月6日とされるべきである）。

- (4) 次に、保証金については、賃借物件を賃貸人に明け渡して初めて、その返還を請求する権利が発生する上、和解条項においても、明渡時に返還することが合意されているのであるから、審査請求人が現に居室を明け渡した令和3年7月28日が資力発生時点であることは明らかである。
- (5) 以上述べたとおり、資力発生時点は、解決金については和解によって定められた期限と解すべきであるから、どんなに早くても賃貸人が審査請求人に解決金を交付した時点（内金752,000円については令和3年

4月28日、残金1,000,000円については審査請求人が居室を明け渡した同年7月28日)であり、保証金については明渡時点と解すべきであるから、これらに反して、和解成立の日(同年3月29日)であると判断した本件処分には、法第63条の解釈適用を誤った違法があるといふべきである。

- (6) さらに、本件処分においては、自立更生のためにあてられるものとして、市営住宅の敷金(86,100円)と初月家賃(21,293円)、引越代及び洗濯機・エアコン購入代金(171,449円)の各支出を認定して、収入認定から除外したが、他方で、①日用品購入費(14,380円)、②トースター購入費(5,478円)、③残置物処分費(手数料免除申請送料168円)は、自立更生のためにあてられるものと認定しなかった。

しかしながら、①及び②は、いずれも転居したために、現に所有している炊事用具等の家具什器を買い直さなければならなくなったものであり、かつ、その費用は30,000円の範囲を超えていないのであるから、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2(6)に照らしても、当然に審査請求人の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して、自立更生のためにあてられるべきものとして、収入認定から除外されるべきである。

また、③については、賃借物件の明渡に際しての取去義務の履行として(残置物の処分費用を審査請求人が負担するものであることは、和解条項7項にて、返還されるべき保証金から処分費用が控除されることから明らかである)、残置物の処分のために手数料免除を申請する通知を郵送した切手代であるから、当然に、裁判の経費として弁護士費用等と同じく、あるいは、転居に伴う支出として引越代等と同じく、自立更生のためにあてられるべきものとして、収入認定から除外されるべきものである。

しかるに、これに反して、収入認定から除外しなかったのは、法第63条の解釈適用を誤り、返還決定すべき額の認定を誤った違法がある。

- (7) 以上の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人と賃貸人が、令和3年3月29日において、居室の賃貸借契約を解除することに合意する和解を行い、審査請求人が解決金、保証金及び日割家賃の収入を受領したことから、同日以降に処分庁が支給した保護費のうち268,524円について、資力がありながら保護を受けたことに該当するとして、同年9月15日付けで法第63条に基づく費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (2) まず、処分庁が認定した資力の発生日についてみる。

審査請求人は、資力の発生日について、解決金については和解によって定められた期限と解すべきであるから、早くても賃貸人が審査請求人に解決金を交付した時点（解決金の内金752,000円については令和3年4月28日、残金1,000,000円については審査請求人が居室を明け渡した同年7月28日）であり、保証金については明渡時点と解すべきであるから、これらに反して、和解成立の日（同年3月29日）であると判断した本件処分には、法第63条の解釈適用を誤った違法がある等主張する。

法第4条において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている。

また、法第63条においては、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

さらに、昭和47年課長通知及び問答集問13-6答のとおり、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権等が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があるとされている。

そして、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第267条においては、和解調書の効力について、和解の認諾を調書に記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有するとされている。

以下検討すると、審査請求人と賃貸人の間で作成した和解調書には、令和3年3月29日の和解期日をもって賃貸借契約を解除し、賃貸人は審査請求人に対し、解決金及び保証金を支払う義務があることが認められる。なお、和解調書には、賃貸人が審査請求人に対し、①解決金として内金750,000円を令和3年4月30日限りで支払うこと、②解決金の残金1,000,000円及び保証金を審査請求人から居室の明渡を受けるのと引換えに支払うことと記載されていることが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、解決金及び保証金を和解期日に受領したのではなく、和解期日から支払を受けるまでの間に期間が空いていることが認められる。

しかしながら、和解調書の記載は確定判決と同一の効力が認められることからすると、貸貸人から審査請求人に対して、解決金及び保証金の支払がなされることが和解調書に記載されたことによって、解決金及び保証金の支払を受ける権利が客観的に確実に審査請求人に帰属したものといえ、法第63条、民事訴訟法第267条、昭和47年課長通知及び問答集問13-6答に照らし、和解成立日である令和3年3月29日に解決金及び保証金の資力が発生したものと認めざるを得ない。

したがって、本件処分に係る資力の発生日を和解成立日である令和3年3月29日であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 次に、処分庁が算定した返還対象額（547,366円）についてみる。

審査請求人代理人は、貸貸人から和解金2,156,065円（解決金として1,752,000円、保証金として400,000円及び日割家賃として4,065円）を受領し、保管していたことが認められる。また、審査請求人代理人は、審査請求人に対し、上記の和解金から弁護士費用324,290円を差し引いた1,831,775円を返還したことが認められる。

そして、処分庁は、審査請求人の令和3年7月分の日割家賃4,065円を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条に基づき、戻入処理をしたことが認められる。

さらに、資力の発生日である令和3年3月29日から審査請求人の保護廃止日である同年8月7日までの間に、処分庁が審査請求人に対して支弁した保護費は、547,366円であることが認められる。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）のとおり、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

以上のことからすると、審査請求人代理人が審査請求人に返還した金額（1,831,775円）から地方自治法施行令第159条による戻入処理を行った4,065円及び8,000円を控除し、処分庁が収入認定額とした金額（1,819,710円）は、資力の発生日である令和3年3月29日以降に処分庁が審査請求人に支弁した保護費（547,366円）を上回ることから、当該保護費の全額を返還対象額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) 最後に、処分庁が算定した返還額（268,524円）についてみる。

審査請求人は、転居することによって改めて購入することを余儀なくされた日用品及びトースターの購入費並びに残置物の処分のために手数料免除を申請する通知を郵送した切手代を自立更生費として認められるべきである旨主張する。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、〔一定の範囲の額を〕返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額とされている。

以下検討すると、令和3年8月10日、審査請求人代理人は、処分庁に対し、解決金及び保証金に係る収入から支出する項目として、市営住宅敷金、初月（日割）家賃、引越代等、洗濯機・エアコン購入費、日用品購入費、トースター購入費、残置物処分費（手数料免除申請送料）及び弁護士費用を提示したことが認められる。

また、令和3年9月7日に、処分庁はケース診断会議において審査請求人から提示のあった解決金及び保証金に係る収入から支出する項目のうち、①市営住宅敷金、初月（日割）家賃及び引越代（計173,393円）については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）第8問40答（1）の自立更生費として認定したこと、②洗濯機・エアコン購入費（105,449円）については昭和38年課長通知第8問40答（2）の自立更生費として認定したこと、③日用品購入費（14,380円）、トースター購入費（5,478円）及び残置物処分費（手数料免除申請送料168円）については、昭和38年課長通知第8問40答のいずれにも該当しないとして自立更生費として認定しなかったことが認められる。

なお、処分庁が本件処分の決定理由において、「解決金・保証金・日割家賃の収入1831775円」と記載していることからすると、処分庁は、審査請求人代理人が賃貸人から受領した和解金（2,156,065円）ではなく、審査請求人代理人が和解金から弁護士費用を差し引きし、審査請求人に返還した金額を収入として認定したことが認められる。このことからすると、審査請求人代理人が支出項目として提示した弁護士費用に係る経費

に相当する収入については、返還対象を算定する上での収入として認定されていないことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人から希望のあった物品について組織的に自立更生控除の適否について検討を行った上で本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、解決金及び保証金1,827,710円を受領し、処分庁に対して、本件処分により返還した場合であっても、1,500,000円を超える金員が手もとに残ることも勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であると見込まれることからすると、本件処分は、審査請求人の生活を著しく阻害するものとは認められない。

よって、処分庁が本件処分において算定した返還額は、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に誤りは認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年8月 8日 諮問の受付

令和6年8月 8日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：8月22日（審査請求人から8月23日受領）

口頭意見陳述申立期限：8月22日

令和6年8月28日 第1回審議

令和6年9月26日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、

能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 民事訴訟法第267条は、「和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」と定めている。
- (6) 地方自治法施行令第159条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。
- (7) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (8) 局長通知第8の2(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (9) 昭和38年課長通知第8問40答は、自立更生のための用途に供される額の認定基準について、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるもの

としては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。こと。(中略)
なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1) に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費(後略)」と記している。

なお、昭和38年課長通知は、処理基準である。

(10) 昭和47年課長通知は、第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における法第63条の適用について、「1 生活保護法第63条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。2 実施機関は、1による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。この場合、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害、自動車事故については次の時点であること。

(1) 公害の場合

ア 第1次的に訴訟等を行なった者については、最終判決または和解の時点

イ 第1次訴訟等の参加者以外の者であって、客観的に第1次訴訟等の参加者と同様の公害による被害を受けた者と認められる者についても、アと同一の時点

ウ ア、イに該当しない者については、その訴訟等に関する最終判決または和解の時点

(2) 自動車事故の場合

自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」と記している。

なお、昭和47年課長通知は、処理基準である。

(11) 平成24年課長通知は、法第63条に基づく費用返還に係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返

還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥を示し、⑥において、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

(12) 問答集問13-6答は、費用返還と資力の発生時点について、(3)において、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。(中略) 公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる。」とし、(6)において「離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。(後略)」と記している。

(13) なお、前記の法令等については、本件処分当時のものを記載している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成12年6月27日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した
- (2) 令和2年7月6日、審査請求人は、賃貸人から、審査請求人が賃借し居住する建物が老朽化しており建替えの必要性があるなどの事由により、本件

訴訟を提起された。

- (3) 令和3年3月29日、本件訴訟について和解が成立し、審査請求人は居室を令和3年9月30日までに賃貸人に明け渡し、賃貸人は審査請求人に対し、解決金として1,752,000円を支払うこと(ただし、内金752,000円については令和3年4月30日限り、残金1,000,000円は明渡と引換えに支払う)、また、賃貸借契約成立時に審査請求人が交付した保証金400,000円については、賃貸人が敷引をすることなく、明渡を受けた日限り、明渡までに生じた未払賃料相当損害金及び審査請求人が居室に残置した動産等の処分費用等の審査請求人の債務を控除の上、審査請求人に返還すること等を内容とする和解調書を作成した。また、その旨を令和3年4月21日に審査請求人代理人が処分庁に対し伝えた。
- (4) 令和3年4月28日、和解調書の内容に基づき、賃貸人から審査請求人代理人に対し、解決金内金752,000円が支払われた。
- (5) 令和3年6月21日付けで、審査請求人代理人は、和解調書の内容及び、解決金から弁護士費用等の必要経費を控除し、審査請求人に引き渡された時点で収入認定すべきとの意見を処分庁に対し書面で伝達した。
- (6) 令和3年6月24日、処分庁はケース診断会議において、和解内容を踏まえ、法第63条に基づく費用返還について検討を行い、和解成立日(令和3年3月29日)を資力発生日とし、同日以降支給済みの扶助費を返還する方針を決定した。
- (7) 令和3年7月28日付けで、審査請求人は居室を明け渡し、賃貸人から代理人あてに解決金残金1,000,000円の支払い及び保証金400,000円の返還が行われた。また、住宅扶助として支給されていた7月分家賃の日割額4,065円については返還すること、明渡に伴う諸費用を支出(予定を含む)することが審査請求人代理人から処分庁に対し通知された。
- (8) 令和3年8月10日、審査請求人代理人から処分庁に対し、本件訴訟に係る収入及び支出について、次のとおり通知された。

《収入》

| | |
|-------|------------|
| ①解決金 | 1,752,000円 |
| ②保証金 | 400,000円 |
| ③日割家賃 | 4,065円 |

計2,156,065円

《支出》

| | |
|-------------------|----------|
| ①市営住宅敷金 | 86,100円 |
| ②初月家賃(日割) | 21,293円 |
| ③引越代等+洗濯機、エアコン購入費 | 171,449円 |
| ④日用品購入費 | 14,380円 |

- ⑤トースター購入費 5, 478円
- ⑥残置物処分費（手数料免除申請送料） 168円
- ⑦弁護士費用 324, 290円

計 623, 158円

《審査請求人代理人から審査請求人に返還した額》

1, 831, 775円（収入額計から弁護士費用を差し引いた額）

また、同日、審査請求人は処分庁に対し、収入申告（審査請求人代理人から返還された1, 831, 775円から、市営住宅敷金86, 100円及び引越費用等200, 000円を差し引いた額として1, 545, 675円）を行った。

- (9) 令和3年8月11日、処分庁は、法第26条に基づき、令和3年8月7日付けで審査請求人に対する保護を廃止した。
- (10) 令和3年9月7日、処分庁は、ケース診断会議において、法第63条に基づく費用返還について、和解成立日（令和3年3月29日）を資力発生日とし、同日以降支給済みの扶助額547, 366円から、市営住宅敷金86, 100円、初月家賃（日割）21, 293円、引越代66, 000円、洗濯機・エアコン購入費105, 449円について自立更生費と認定して控除した額268, 524円を返還額と決定し、同月15日付けで「返還金・徴収金決定書」を審査請求人に交付し、本件処分を行った。
- (11) 令和3年11月5日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人と賃貸人が、令和3年3月29日、当時審査請求人が居住していた居室に係る賃貸借契約を解除することに合意する和解を行い、和解調書に記載された条項に基づき、審査請求人が解決金、保証金及び日割家賃の戻入額を受領したことから、同日以降に処分庁が審査請求人に支給した保護費のうち、自立更生費を控除した268, 524円について、資力がありながら保護を受けたことに該当するとして、同年9月15日付けで、法第63条に基づく費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (2) まず、処分庁が認定した資力の発生日についてみる。
 審査請求人は、資力の発生日について、解決金については和解によって定められた期限と解すべきであるから、早くても賃貸人が審査請求人に解決金を交付した時点（解決金の内金752, 000円については令和3年4月28日、残金1, 000, 000円については審査請求人が明渡を行った同年7月28日）であり、保証金については明渡時点と解すべきであるから、これらに反して、和解成立の日（同年3月29日）が資力発生日であると判断

した本件処分には、法第63条の解釈適用を誤った違法がある等主張する。

法第4条第1項においては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。なお、ここでいう「利用し得る資産」について、裁判例（大阪地方裁判所平成20年12月10日判決（平19（行ウ）91号・判例タイムズ1298号125頁））では「現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用できることが困難である資産も含まれるというべき」であり、「法63条にいう「資力」とは、法4条1項にいう「利用し得る資産」と基本的には同義であって、法63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するためには、保護を受けた時点（保護の受給時）において「利用し得る資産」を有していることを要するものと解するのが相当であり、現実に直ちに活用することができるか否かはこの「資力」該当性を左右しないものというべきである」とした上で、「利用し得る資産」とは、「現実に直ちに活用し得るものである必要はないけれども、当該保護を受ける時点において、その内容が客観的に確定し得るものであることが必要であり、換言すれば、当該保護を受ける時点において、客観的に存在し、かつ、当該保護受給者に帰属していることを要するものというべきである」と判示している。

一方、法第63条においては、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、（中略）その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

さらに、昭和47年課長通知及び問答集問13-6答のとおり、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権等が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があるとされている。

そして、民事訴訟法第267条においては、和解調書の効力について、「和解（中略）の認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」とされている。

以下検討すると、審査請求人と賃貸人との間で作成した和解調書には、令和3年3月29日の和解期日をもって、賃貸借契約を解除することを合意し、審査請求人は令和3年9月30日までに居室を賃貸人に明け渡す義務を負い、賃貸人は審査請求人に対し、解決金の支払及び保証金の返還を行う義務があることが認められる。なお、和解調書には、賃貸人が審査請求人に対し、①解決金として内金750,000円を令和3年4月30日限りで支払うこと、②解決金の残金1,000,000円を審査請求人から居室の明

渡を受けるのと引換えに支払うこと、③保証金400,000円から未払賃料相当損害金及び残置動産等の処分費用等の審査請求人の債務を控除したものを居室の明渡を受けた日限り支払うことと記載されていることが認められる。

これらのことからすると、たしかに審査請求人は、解決金及び保証金を和解期日に受領したのではなく、和解期日から支払を受けるまでの間に期間が空いていることが認められる。審査請求人代理人は、「解決金の支払については期限が定められているのであるから、賃貸人に期限までは支払をしなくてよい権利（期限の利益）が付与されており、資力の発生時点も当該期限と解すべきである。」と主張するとともに、「残金1,000,000円については明渡と引換給付にされているのであるから、審査請求人が居室を明け渡さなければ、残金につき弁済を受けることはないのであるから、審査請求人が現に本件居室を明け渡し、引換えに残金を受領した令和3年7月28日が資力の発生時点であると解すべきである」等と主張する。

しかしながら、和解調書の記載が確定判決と同一の効力を有することからすると、賃貸人から審査請求人に対して解決金及び保証金の支払がなされることが和解調書に記載されたことによって、解決金及び保証金の支払を受ける権利が客観的に確実に審査請求人に帰属したものといえ、法第63条、民事訴訟法第267条、昭和47年課長通知及び問答集問13-6答に照らし、和解成立日である令和3年3月29日に解決金及び保証金に係る資力が発生したものと認めざるを得ない。

したがって、本件処分に係る資力の発生日を和解成立日である令和3年3月29日であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 次に、処分庁が算定した返還対象額（547,366円）についてみる。

審査請求人代理人は、賃貸人から和解金2,156,065円（解決金として1,752,000円、保証金として400,000円、日割家賃として4,065円）を受領し、保管していたことが認められる。また、審査請求人代理人は、審査請求人に対し、上記の和解金から弁護士費用324,290円を差し引いた1,831,775円を返還したことが認められる。

そして、処分庁は、審査請求人の令和3年7月分の日割家賃4,065円を、地方自治法施行令第159条に基づき戻入処理したことが認められる。

さらに、資力の発生日である令和3年3月29日から審査請求人の保護廃止日である同年8月7日までの間に、処分庁が審査請求人に対して支払った保護費は、547,366円であることが認められる。

また、次官通知第8の3(2)エ(イ)においては、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（中

略)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること」とされている。

以上のことからすると、審査請求人代理人が審査請求人に返還した金額(1,831,775円)から地方自治法施行令第159条による戻入処理を行った4,065円及び次官通知第8の3(2)エ(イ)による8,000円を控除し、処分庁が収入認定額とした金額(1,819,710円)は、弁護士費用を差し引いてもなお、資力の発生日である令和3年3月29日以降に処分庁が審査請求人に支弁した保護費(547,366円)を上回ることから、当該保護費の全額を返還対象額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4)最後に、処分庁が算定した返還金(268,524円)についてみる。

審査請求人は、転居することによって改めて購入することを余儀なくされたとする日用品及びトースターの購入費並びに残置物の処分手数料に係る免除申請通知送料(切手代)について、自立更生費として認められるべきである旨主張する。

平成24年課長通知においては、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とする」としつつも、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、控除して差し支えない額の一つとして、⑥において、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」とされている。

以下検討すると、令和3年8月10日、審査請求人代理人は、処分庁に対し、解決金及び保証金に係る収入から支出する項目として、市営住宅敷金、初月(日割)家賃、引越代等、洗濯機・エアコン購入費、日用品購入費、トースター購入費、残置物処分費(手数料免除申請送料)、弁護士費用を提示したことが認められる。

また、令和3年9月7日に、処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人から提示のあった解決金及び保証金から支出する項目のうち、①市営住宅敷金、初月(日割)家賃及び引越代(計173,393円)については、昭和38年課長通知第8問40答(1)の自立更生費として認定したこと、②洗濯機・エアコン購入費(105,449円)については、昭和38年課長通知第8問40答(2)の自立更生費として認定したこと、③日用品購入費(14,380円)、トースター購入費(5,478円)及び残置物処分費(手数料免除申請送料168円)については、昭和38年課長通知第8問40答のいずれにも該当しないとし、自立更生費として認定しなかったこ

とが認められる。

なお、処分庁が本件処分の決定理由において、「解決金・保証金・日割家賃の収入1831775円」と記載していることからすると、処分庁は、審査請求人代理人が貸貸人から受領した和解金（2,156,065円）ではなく、審査請求人代理人が和解金から弁護士費用を差し引き、審査請求人に返還した金額を収入として認定したことが認められ、弁護士費用に係る経費に相当する収入については、返還対象額を算定する上での収入として認定されていないことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人から希望のあった支出項目に係る自立更生控除の適否について、関係基準等に照らし、組織的に検討を行った上で本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、解決金及び保証金から弁護士費用を除いた1,827,710円を受領しており、処分庁に対し、本件処分による額268,524円を返還してもなお、1,500,000円を超える金員が手もとに残ることを勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であると見込まれることからすると、本件処分は、審査請求人の自立を著しく阻害するものとは認められない。

よって、処分庁が本件処分において算定した返還額は、著しく妥当性を欠くものとは言えず、違算もないため、処分庁の判断に誤りは認められない。

(5) したがって、本件審査請求は、棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉